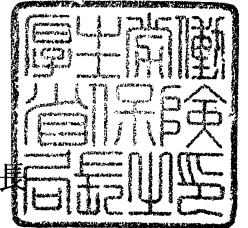


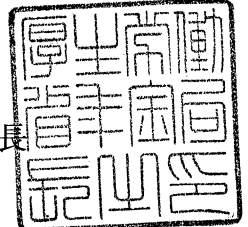
保 発0817第5号
年 発0817第3号
雇児発0817第1号
平成23年8月17日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長



厚生労働省年金局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」
の施行による特定被災区域の追加指定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）等において、厚生年金保険法等の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお示ししたところである。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成23年政令第261号。以下「改正政令」という。）により、下記のとおり、特定被災区域が追

加指定されたので、その実施にあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、今回の改正について、被保険者、事業主等に対する周知方、格別の御配慮を願いたい。

記

第1 特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加指定された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙1のとおりであること。

茨城県坂東市、栃木県佐野市、埼玉県久喜市、千葉県匝瑳市、
千葉県香取郡神崎町、千葉県山武郡大網白里町、千葉県長生郡白子町
計7市町

第2 対象事業所等

- 1 厚生年金保険等の標準報酬月額の変更の特例（法第94条等）及び保険料の免除の特例（法第95条等）については、平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた適用事業所が対象となり、今般、追加指定された区域における取扱いについても、平成23年3月1日に遡及して適用されること。
- 2 厚生年金保険等の標準報酬月額の変更の特例及び保険料の免除の特例が遡及して適用された場合は、保険料の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

第3 施行日等

改正政令は、公布の日から施行すること。ただし、第2の1のとおり、平成23年3月1日に遡及して適用すること。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として
政令で定められた特定被災区域(平成23年8月17日改正版)

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市 坂東市
栃木県	足利市 佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神埼町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

※下線は、今回の政令改正により追加指定された7市町。

政令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 青森県の項の前に次のように加える。

北海道 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

別表第一 岩手県の項中「花巻市」を「花巻市北上市」に、「紫波郡矢巾町」を「紫波郡矢巾町西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県項中「刈田郡蔵王町」を「刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町」に、「同郡川崎町」を「同郡川崎町 伊具郡丸森町」に改め、同表福島県の項中「伊達市」を「伊達市本宮市」に、「同郡川俣町」を「同郡川俣町 安達郡大玉村」に、「耶麻郡猪苗代町」を「耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村」に、「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町 同郡鮫川村」に、「田村郡小野町」を「田村郡三春町 同郡小野町」に改め、同表茨城県項中「石岡市」を「石岡市 下妻市」に、「筑西市」を「筑西市 坂東市」に、「稲敷郡美浦村」を「稲敷郡美浦村 同郡河内町」に改め、同表千葉県項中「成田市」を「成田市 佐倉市」に、「印西市」を「印西市 匝瑛市」に、「山武郡九十九里町 同郡横芝光町」を「印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町」に改める。

別表第三 茨城県の項中「結城市」を「結城市坂東市」に改め、同表栃木県の項中「足利市」を「足利市 佐野市」に改め、同項の次に次のように加える。

埼玉県 久喜市

別表第三 千葉県の項中「富里市」を「富里市 匝瑛市」に、「香取郡多古町」を「香取郡神崎町 同郡多古町」に、「山武郡横芝光町」を「山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 高木 義明
厚生労働大臣 細川 道夫
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 海江田 万里
国土交通大臣 大島 章宏
環境大臣 江田 五月

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百六十二号

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二項第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
イ 高知県安芸市及び幡多郡三原村	法第五条及び第二十条、第二十一条から第四十一条までに規定する措置
ロ 三重県多気郡大台町、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町並びに高知県安芸郡北川村及び高岡郡橋原町	法第五条及び第二十条、第二十一条から第四十一条までに規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）第一条第一項及び第四十三号第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 大島 章宏

府令

○内閣府令第四十二号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年八月十七日
内閣総理大臣 菅 直人

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「信用協同組合連合法」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合法」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。
五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合法（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合法（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合法（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

第十三条第二項中「おいては」の下に、「予算の範囲内で」を加える。
第十四条第一項中「以下この条」を「第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同条第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。
2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第二十条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。